様式第１号（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ニセコ町長　　片　山　健　也　様 |

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書

〇申請者

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ） | 事業所(店舗)住所(町内住所) |
| 事業所名 |
|  | 〒　　　-虻田郡ニセコ町字日中に連絡可能な電話番号　　　　　　(　　　　　) |
| (フリガナ) | 本社住所(ニセコ町以外の場合に記入) |
| 代表者氏名 |
| ㊞  | 〒　　　-電話番号　　　　　　(　　　　　) |

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金の交付を受けるため、下記の事項に該当していないことを確認し、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額 | １５０，０００円 |

➀　資本金5,000万円、かつ、従業員数も20人を超えていない小規模事業又は個人事業主である。

②　令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がない。

③　関係する許認可官庁に対して適正な届出している、あるいは正当な営業許可等を受けている事業者である。

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する

暴力団の構成員及び構成員と関わりがない。

⑤　破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属して

いる者及びその者と関わりがない。

〇業種※該当する業種に〇を記載して下さい。(複数ある場合は、代表する業種に〇を記載して下さい。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | 業　種 | 特記事項 |
|  | 宿泊業 | ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊事業者、ユースホステルただし、区分所有型ホテルは除く。 |
|  | 飲食店 | 飲食店のうち移動製造販売車は店舗とみなす |
|  | 小売業 | 直売所、直売所内販売ブース出店者、無人販売所、観光協会、農業協同組合及びその関係会社、公共団体は除く |
|  | アウトドア事業者 | 個人ガイド及びフリーランスのガイドは除く |
|  | 食品製造事業者 | 兼業で行っている食品製造事業者は除く |
|  | 運輸業 | 道路旅客運送業及び道路貨物運送業に限る。 |
|  | 理・美容業 | 独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。 |
|  | 葬儀業 | 独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。 |
|  | 調剤薬局 | 独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。 |

２　添付書類チェック（提出する書類に☑を入れてください。）

(裏面)

□　➀ 令和元年分所得税及び確定申告書又は住民税申告書の写し（宿泊のみ）

□　② 法人の場合は法人登記事項証明書の原本

□　③ 事業所の住所を示す書類※1（ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要）

□　④ １年以上の通年営業を継続していることがわかるもの※2

□　⑤ 将来に渡って営業を続ける誓約書（ニセコ町様式第３号）

□　⑥ 食品衛生法・民泊登録証などの許認可※3の写し

□　⑦ やむなく休業している場合の理由書（ニセコ町様式第４号）

□　⑧ 令和元年６月２日～令和元年１２月３１日までに開業した店舗または事業所は、開業

日を示す書類及び営業形態が示す書類※4

□　⑨ 店舗若しくは事業所の写真（ニセコ町観光ガイドに記載されている場合は除く）

□　⑩ 町税及び町に収めている公共料金納入調査同意書（ニセコ町様式第５号）

□　⑪ 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し

□　⑫ 給付金請求書（ニセコ町様式第２号）

□　⑬ ニセコ町商工会に加入しようとする事業者は、加入申込書の写し（商工会の受付印を押したもの）

　　□　⑭ その他町長が必要と認める書類※5

* 1　ニセコ町内に事業者として登記されていることを証する書類決算書類等でニセコ町内に事

業所があることを証する書類等

* 2 月額の売上額（税抜）が確認できる元帳等の書類又は通年営業を示すパンフレット等
* 3　その他保健所の営業許可、国土交通省北海道運輸局から経営許可の写し等
* 4　ニセコ町税務課で交付する営業証明書、個人事業税の事業開始等の届出の写し等
* 5　業務委託契約等により報酬等を受けニセコ町内で事業活動を行っていることを証する書類、

　ニセコ町内に住所を有し事業活動を行っていることを示す書類等

※特例①　令和2年(2020年)6月1日現在で商工会会員である者で対象業種に該当する場合、資本金及び従業員数、通年営業要件を適用しない。また、令和2年(2020年)6月1日以降に商工会会員となった者、又はニセコ町商工会員になろうとする者で、商工会員として加入条件を満たす事業者についても同様とする。

特例②　ニセコ商工会員は下記のニセコ町商工会長の証明があれば、上記①～⑨及び⑭の添付書類を省くことができます。商工会員であっても、支給要件に該当しない場合は交付できません。

ニセコ町商工会証明欄

次のものは、商工会会員であるとともに、給付要件に該当することを証明します。

　　　　　　事業者名

ニセコ町商工会長　牧　野　雅　之　㊞